

『令和3年3月申告用 所得税の確定申告の手引（西日本版）』正誤のお知らせ

表題図書の記述内容について、下記のとおり誤りがありました。お詫びの上、訂正させていただきます。

475 ページ

【誤】

○ひとり親とは

ひとり親とは、令和2年12月31日（年の途中で死亡した場合には死亡の日）の現況において、総所得金額等が480,000円以下の生計を一にする子を有する独身の父母に該当する人（同日において、住民票上、婚姻と同様の関係にある人が記載されている人を除きます。）をいいます（法2①三十一、85①、令11の2、規1の4）。

【正】

○ひとり親とは

ひとり親とは、令和2年12月31日（年の途中で死亡した場合には死亡の日）の現況において、総所得金額等が480,000円以下の生計を一にする子を有する独身の父母に該当する人で合計所得金額が500万円以下の人（上記「八 寡婦控除」①の（注）参照）（同日において、住民票上、婚姻と同様の関係にある人が記載されている人を除きます。）をいいます（法2①三十一、85①、令11の2、規1の4）。

493 ページ

【誤】

寡婦に該当する場合	2,400万円以下	75	基礎控除（48万円）＋寡婦控除（27万円）
	2,400万円超2,450万円以下	59	基礎控除（32万円）＋寡婦控除（27万円）
	2,450万円超2,500万円以下	43	基礎控除（16万円）＋寡婦控除（27万円）
ひとり親に該当する場合	2,400万円以下	83	基礎控除（48万円）＋ひとり親控除（35万円）
	2,400万円超2,450万円以下	67	基礎控除（32万円）＋ひとり親控除（35万円）
	2,450万円超2,500万円以下	51	基礎控除（16万円）＋ひとり親控除（35万円）

【正】

寡婦に該当する場合	—	75	基礎控除（48万円）＋寡婦控除（27万円）
ひとり親に該当する場合	—	83	基礎控除（48万円）＋ひとり親控除（35万円）

〔補足〕

寡婦及びひとり親には合計所得金額が500万円以下という要件があるため、上記のうち寡婦又はひとり親に該当する場合で合計所得金額が「2,400万円超2,450万円以下」「2,450万円超2,500万円以下」に該当するケースはありません。